



手続き

住民票・戸籍など

問 本庁市民課・各支所市民窓口課

▶ 住民票に関する主な届出

届出種類	届出期間	届出人	手続きに必要なとなるもの
転入届 (市外から転入)	転入した日から 14日以内	本人 または 同世帯員	・前住所地の市区町村で発行した転出証明書 ・国民健康保険資格確認書等、介護保険受給資格証明書、マイナンバーカード、住基カードをお持ちの方はご持参ください。
転出届 (市内から転出)	転出する前に		・印鑑登録証、国民健康保険資格確認書等、介護保険被保険者証、各種医療費受給者証、印鑑登録証、マイナンバーカード、住基カードなどをお持ちの方はご持参ください。
転居届 (市内間の転居)	転居した日から 14日以内		・国民健康保険資格確認書等、介護保険被保険者証、各種医療費受給者証、マイナンバーカード、住基カードなどをお持ちの方はご持参ください。

※ほかに国外からの転入届、世帯主変更届、世帯合併届などがありますが、詳しくは窓口にお問合せください。

※本人確認のため運転免許証、パスポートなど官公署発行の顔写真付身分証明書(有効期限内のもの)が必要です。代理人が届出するときには本人からの委任状が必要です。

※同居人として転入・転居をされる場合は、世帯主からの同意書が必要です。

外国人住民の届出

外国人住民についても日本人と同様に上記届出を行うことになりました(平成24年7月9日より)。

届出等に際しては、在留カード又は特別永住者証明書等の提示が必要です。

※中長期在留者等の住居地以外の変更届出は、地方出入国在留管理官署において届出・申請となりますが、変更後の市区町村への申請は不要です。

※特別永住者証明書の記載事項の変更や再交付などに係る手続きは、従来どおり市区町村の窓口で行います。

引越しワンストップサービスについて

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じ、すべての市区町村でオンラインによる国内への転出の届出が可能となりました。手続きには、電子証明書が有効なマイナンバーカード、スマートフォン(又はパソコンとICカードリーダーライター)が必要です。

転入の届出は、これまでどおり転入先市区町村の窓口での手続きとなります。

〈以下は広告スペースです〉

令和5年7月 竣工
荻田バイオマス発電所



TTS
PLANNING
株式会社
太陽光発電、蓄電所
その他、再生可能エネルギー事業
地域再生・活性化に貢献します。
ディーディーエス企画
遊休地探しています！
是非ご相談ください

本社事務所：〒820-0111 飯塚市有安 1039-1
本 社：〒820-0112 飯塚市有井 334-10
TEL:0948-82-4936 FAX:0948-82-4937
http://ttsplanning.co.jp/



戸籍に関する主な届出

届出種類	届出期間	届出人	届出先	手続きに必要なもの
婚姻届	届出の日から効力が生じます	婚姻する2人	夫もしくは妻の本籍地または所在地の市区町村	- 婚姻届書・証人(成年)2人の署名押印(押印は任意) - 本人確認のため運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住基カードなど官公署発行の顔写真付身分証明書(有効期限内のもの)
出生届	出生した日から14日以内(出生した日を含む)	父または母	- 子の本籍地 - 出生地 - 届出人の所在地いづれかの市区町村	- 出生証明書 - 印鑑(届出人のもの)(押印は任意) - 親子健康手帳 - 国民健康保険資格確認書等(加入者のみ)

※外国人の方に関する戸籍の届出は届出人の所在地で行ってください。

※その他の届書については窓口にお問い合わせください。

※届書の審査等に、1時間程お時間がかかります。時間に余裕をもってお越しください。

印鑑登録

問 本庁市民課・各支所市民窓口課

印鑑を登録するには

印鑑登録できる人

飯塚市に住民登録をしている人で、15歳以上の人。なお、登録できる印鑑は一人に1個です。

同じ印鑑を複数の人が登録することはできません。なお、成年被後見人の方が印鑑登録を申請される場合は窓口にご相談ください。

登録するときに必要なもの

①登録する印鑑

②本人確認のため、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど官公署発行の顔写真付身分証明書(有効期限内のもの)が必要です。

・身分証明書がない場合は、申請後に照会書を送付しますので、後日回答書及び登録する印鑑、資格確認書等または年金手帳などをご持参いただきますと登録ができます。(3日～5日かかります。)

・病気や仕事などで来庁できないため、代理人に依頼する場合は委任状が必要です。(この場合も照会書を送付します。)

※身分証明書がない場合や代理人が来庁される場合の手続きについては事前にお問い合わせください。

※印鑑の形状などによっては登録できない場合があります。事前にお問い合わせください。

印鑑登録証明書の交付を受けるには

印鑑登録証(市民カード)を必ず持参してください。

※旧市・町で発行された印鑑登録証も引き続き使用できます。

※「いづか市民カード」は印鑑登録証として窓口で印鑑登録証明書を取得する際は必ず必要になるため、破棄されないようご注意ください。

※印鑑登録者ご本人の申請に限り、マイナンバーカードの提示及びマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)の入力をもって交付を受けることができます。

各種証明書の交付請求

必要なもの

- ①窓口で申請する人の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど官公署発行の顔写真付身分証明書で有効期限内のもの）
- ②代理人請求の場合は、依頼した人からの委任状
※上記の本人確認書類をお持ちでない場合は、各種資格確認書等、年金手帳などを2点持参してください。
※申請書の氏名欄は、自署での記入が必要です。委任状は、自署できない場合は押印が必要です。

代理人申請の注意事項

住民票・戸籍謄（抄）本などの代理人申請には、委任状が必要となります。依頼人の住所及び必要とする戸籍の本籍地番・筆頭者まではっきりと聞いてお越しください。場合によっては交付できないことがあります。
※飯塚市では住民票の写し及び戸籍謄本等の不正取得が判明した場合は、本人に通知します。
本人通知制度において、事前登録された方へは第三者交付の事実を通知します。

各種証明書の手数料（各1通（件）あたり）

種類	手数料
住民票の写し	300円
住民票記載事項証明書	300円
広域交付住民票	300円
印鑑登録	300円
印鑑登録証明書	300円
自動車臨時運行許可	750円
身分証明書	300円
受理証明書	350円
受理証明書（上質紙）	1,400円
戸籍謄（抄）本	450円
戸籍全部（個人）事項証明書	450円
戸籍一部事項証明書	450円
戸籍記載事項証明書	350円
除籍謄（抄）本	750円
除籍全部（個人）事項証明書	750円
除籍一部事項証明書	750円
除籍記載事項証明書	450円
届書の記載事項証明書	350円
戸籍の附票の写し	300円
個人番号カード再交付手数料	800円
公的個人認証手数料	200円
戸籍電子証明書提供用識別符号	400円
除籍電子証明書提供用識別符号	700円

戸籍証明書の広域交付

広域交付では、本籍地が遠方の方でも、最寄りの市区町村の窓口で戸籍の写しを請求することができます。

請求できる方

本人または配偶者、父母、祖父母、子、孫などの直系の方
※顔写真付きの身分証明書が必要です。
※代理人や委任状での請求はできません。

取得可能な証明書

戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本

詳細は下記QRコードからご覧ください。



マイナンバーカード

問 本庁市民課・各支所市民窓口課

◆ マイナンバーカード

プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、電子証明書を利用した各種証明書のコンビニ交付サービス、e-Tax等の電子申請にもご利用いただけます。

※通知カードをお持ちの場合、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。

◆ マイナンバーカードに関する手続き

申請者本人が窓口に来る場合

種類	必要なもの	その他
カードの申請 (※1)	・運転免許証等の顔写真付き本人確認書類 ・通知カード(お持ちの方) ・住基カード(お持ちの方)	・受付は飯塚市役所本庁市民課及び各支所市民窓口課 ・交付まで通常1ヶ月程度かかります
住所・氏名の変更	・マイナンバーカード	・暗証番号が必要です
電子証明書の更新	・マイナンバーカード	・暗証番号が必要です ・有効期限まで3ヶ月未満の方が対象です
暗証番号の変更・再設定 (ロックの解除)	・マイナンバーカード	

※1 マイナンバーカードの申請は、ご自身で申請書を郵送またはインターネットから行うことができます。

- ・運転免許証等の顔写真付き本人確認書類を持っていない方や代理の方が手続きする場合、その他、上記以外の手続きに関することについては、事前にお問い合わせください。
- ・公的認証サービス(電子証明書)の詳細については、下記QRコードからご覧ください。



◆ コンビニ交付

全国の指定のコンビニエンスストア各店舗等(証明書コンビニ交付サービス対応のマルチコピー機設置店舗に限る)で、住民票の写し等の証明書を取得することができます。

必要なもの

コンビニ交付の利用には「利用者証明用電子証明書」の機能がついた「マイナンバーカード(個人番号カード)」が必要です。

※マイナンバーカードは申請から発行まで時間がかかります。

※コンビニ交付の利用時には「利用者証明用電子証明書」の暗証番号が必要になります。

※「いづか市民カード」「住民基本台帳カード」「通知カード」ではコンビニ交付を利用できません。

※「いづか市民カード」は市役所本庁、各支所窓口で印鑑登録証明書を取得する場合に必要となります。

コンビニ交付で取得できる証明書

①住民票の写し②印鑑登録証明書③所得証明書

④所得課税証明書⑤非課税証明書

⑥戸籍謄抄本(全部・一部事項証明書)

⑦戸籍の附票の写し

※手数料は窓口で取得する場合と同額です。

※証明書の内容によってはコンビニ交付で発行できないものがあります。

※①については、マイナンバー、住民票コードが記載されたものは取得できません。

※②～⑤については、本人分に限りません。

※③～⑤については、現年度分のみ取得できます。

過年度分は取得できません。

※⑥～⑦は「飯塚市に現在戸籍がある方」が対象です。現在戸籍が飯塚市外にある方は、現在戸籍がある市区町村にお問い合わせください。

利用時間

・上記の①～⑤:毎日午前6時30分～午後11時まで取得可能

・⑥戸籍謄抄本と⑦戸籍の附票の写し:平日午前9時～午後5時まで取得可能(土日、祝日は利用できません。)

※ただし、コンビニ各店舗の営業時間内に限ります。また、年末年始(12月29日～翌1月3日)、システム障害発生時及びメンテナンス時は除きます。

※上記の③～⑤については、年度更新作業のため、毎年6月1日の午前6時30分～正午までは交付できません。

ご利用方法等、詳細は下記QRコードからご覧ください。

